

財団法人新潟県体育協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人新潟県体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を新潟市中央区清五郎 67 番地 12 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツを振興して県民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興に関する基本方針を確立すること。
- (2) 競技スポーツの振興と競技力の向上に関すること。
- (3) 生涯スポーツの振興と健康・体力の維持増進に関すること。
- (4) 加盟団体の強化発展と相互の連絡並びに連携に関すること。
- (5) 国民体育大会並びに各種スポーツ大会へ選手を派遣すること。
- (6) スポーツ指導者等の養成に関すること。
- (7) 各種スポーツ大会、講習会等を開催し、又は協力すること。
- (8) スポーツ少年団を育成すること。
- (9) スポーツ情報の収集・提供を図り、広報・啓発活動を行うこと。
- (10) スポーツ医学に関する調査・研究及びその振興に関すること。
- (11) スポーツに関する功労者、優秀競技者等を表彰すること。
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 県内においてスポーツを種目別に統轄する団体（以下「加盟競技団体」という。）であって、この法人に加盟したもの。
- (2) 県内において学校体育を統轄する団体（以下「加盟学校体育団体」という。）であって、この法人に加盟したもの。
- (3) 市町村においてスポーツを総合的に統轄する団体（以下「加盟市町村体育団体」という。）であって、この法人に加盟したもの。
- (4) 前三号に定めるもののほか、県内においてスポーツの振興を図る団体であって、この法人に加盟したもの。

(加盟及び脱退等)

第6条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、理事会の議決を経て加盟することができる。

2 加盟団体がこの法人を脱退しようとするときは、その理由を付した脱退届を提出し、理事会の議決を経なければならない。

3 加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、又は不相当と認めるときは、理事会の議決を経て脱退又は除名させることができる。

第4章 資産及び会計

(資産)

第7条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 加盟団体会費及び賛助会費
- (4) 補助金及び交付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄附金品
- (7) その他の収入

(資産の種類)

第8条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附金品であって、寄附者の指定あるものはその指示に従う。

(資産の管理)

第9条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第10条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県教育委員会の許可を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

- 2 前項ただし書の場合においては、会長は、あらかじめ評議員の意見を聴かなければならない。

(経費の支弁)

第11条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実及び事業に伴う収入、その他運用財産をもって支弁する。

(事業計画並びに予算)

第12条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業開始前に理事会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 3 前2項の場合(前項ただし書の軽微な変更を除く。)においては、会長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告並びに決算)

第13条 会長は、事業年度ごとに次の書類により事業報告及び決算を調製し、事業年度終了後2か月以内に監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すことができる。

(特別会計)

第14条 この法人の事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第15条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員及び職員

(役員の種類)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

会 長 1人

副 会 長 5人以内

専務理事 1人

常務理事 1人

理 事 20人以上30人以内(名誉会長、会長、副会長、専務理事、常務理事を含む。)

監 事 3人

2 この法人に、名誉会長を置くことができる。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 名誉会長、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者の占める割合は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(会 長)

第19条 会長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

(副会長)

第20条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

(専務理事)

第21条 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき会務を掌理する。

(常務理事)

第22条 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(理 事)

第23条 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し執行する。

(監 事)

第24条 監事は、民法59条の職務を行う。

(役員任期)

第25条 この法人の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解 任)

第 26 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は役員に特別の事情があるときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の同意により、その役員を解任することができる。

2 前項において、役員にふさわしくない行為により解任しようとするときは、その役員に対し、あらかじめその旨を通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員 の 報 酬)

第 27 条 この法人の役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員を除く。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 報酬及び費用の弁償については、理事会の議決を経て別に定める。

(事 務 局)

第 28 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、職員を置く。

2 事務局並びに職員に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 30 条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の過半数以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が第 24 条の規定により招集するとき。

(招 集)

第 32 条 理事会は、前条第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号の場合には、請求の日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開会の 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 34 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 35 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書 面 表 決)

第 36 条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、理事会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 37 条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 評議員及び評議員会

（評議員）

第38条 この法人に、評議員15人以上30人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- 3 第25条、第26条並びに第27条第1項本文及び第2項の規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

（評議員会）

第39条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 第34条から第37条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第8章 専門委員会

（専門委員会）

第40条 この法人は、理事会の議決を経て事業遂行のため、各種の専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第41条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

- 2 前項の場合においては、会長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（解散及び残余財産の処分）

第42条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県教育委員会の許可を受けたときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、新潟県教育委員会の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。
- 3 前2項の場合においては、会長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

第10章 補 則

(施 行)

第43条 この寄附行為の施行についての必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則 この寄附行為は昭和42年5月29日から施行する。

昭和53年8月31日改正

平成4年7月2日改正

平成7年4月26日改正

平成12年4月1日改正

平成13年2月7日改正

- 1 改正前の寄附行為により選任され、平成13年1月23日に存在する役員（評議員を含む。）の任期は、同日に満了するものとする。ただし、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 2 この寄附行為の改正後、最初に就任する役員及び評議員の任期は、第25条第1項本文（第38条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

平成14年1月31日改正

平成15年1月21日改正

平成17年12月28日改正

平成19年4月1日改正